

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」環境影響評価制度検討特別部会（第1回）議事録

■日時 平成30年4月23日（月）午後4時01分～午後4時27分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

■出席委員

柳特別部会長、町田委員、平手委員、奥委員

■議事内容

審議

東京都環境影響評価制度の見直しについて

⇒ 「第3回環境影響評価制度検討特別部会での指摘事項について」、「環境影響評価制度検討特別部会での検討事項の整理」及び「東京都環境影響評価制度の見直しについて 中間のまとめ（案）」について審議を行った。

平成 30 年度「東京都環境影響評価審議会」

特別部会（第 1 回）

速 記 録

平成 30 年 4 月 23 日（金）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 22

(午後 4 時 01 分開会)

○森本アセスメント担当課長 委員の皆様におかれましては、本日、お忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、環境影響評価制度検討特別部会委員 5 名のうち、4 名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

それでは、特別部会の開催をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございましたので、よろしくをお願いいたします。

○柳特別部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられるということですので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

それでは、傍聴人の方を入场させてください。

(傍聴人入场)

○柳特別部会長 傍聴の方は、会議の途中で退席されても構いません。

それでは、ただいまから特別部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、東京都環境影響評価制度の見直しについてとその他となっております。

それでは、東京都環境影響評価制度の見直しについての審議を行います。

初めに資料 1、平成 29 年度第 3 回環境影響評価制度検討特別部会での指摘事項について事務局から説明をお願いいたします。

○松岡アセスメント条例担当課長 それでは、早速でございますが、資料の 1 ページ目をご覧ください。資料 1 についてでございます。

この資料は、前回の特別部会におきまして委員の皆様からいただきました御指摘等の概要と、それに対する対応をまとめたものでございます。

まず初めに、「施設更新時の手続の明確化」の項目についてでございます。

壊すアセスメントというのは重要なテーマの一つであり、更地にするだけでもアセスメント対象とすることを検討したほうがよいとの御意見を柳委員から、それから、本事業が始まる前に壊してしまい、アセスメントの手続対象にならないのは問題ではないか、規定の見直しが必要ではないかとの御意見を奥委員から、それから、解体と設置をあわせて行う場合に、解体と設置の間がどれくらいの期間であれば一体としてアセスメントを行うのか、また、解

体そのものをアセスメントで扱うかどうかは、更新の議論ではなくて、対象事業として何を今後入れていくべきかの議論の一環として検討してはどうかとの御意見を藤倉委員から、それぞれいただいております。

この点につきましては、対応欄に記載のとおり、現行の技術指針の解説では、設置等の事業の実施前までに行う解体工事の環境影響要因は抽出する必要はないとしております。

また、事業者の計画において解体と設置を一体で行う場合におきましては、解体のアセスメントを行っておりますけれども、解体と設置が一体かどうかは個別事情によるというふう

に回答させていただきます。

それから、続きまして「事業者のより主体的な手続実施の仕組み」の項目でございますが、前回お示した資料中、ほかの自治体の審議会の例の記載に関しまして、ほかの自治体の例では、全て出席してもらわないこともある、「基本的に事業者が出席して説明している」と置きかえたほうがよいとの御意見を奥委員からいただいております。

この点につきましては、対応欄に記載のとおり、既に御意見を反映した資料を都のホームページに掲載してございます。

それからまた、中間のまとめ（案）の記述中、「事業者に対して意見や説明を求める」とあるが、審議会では図書の審議の説明のために事業者に出席してもらうので、その旨修正したほうがよいとの御意見を柳委員からいただいております。

この点につきましては、中間のまとめ（案）の表記を修正いたしまして今回お示ししているところでございます。

それでは、2ページをご覧ください。

続いて、「アセスメント図書の電子データ化とその公表のあり方の検討」の項目でございます。

まず、図書の公表の方法は、法アセスメントと同様に、事業者のホームページとリンクさせて都のホームページで見られるようにすればよいのではないかと御意見を柳委員から、また、リンクが切れることがよくあるので、少なくとも評価書とその附属資料については、縦覧期間後の公表を都が行うことが望ましいとの御意見を藤倉委員からいただいております。

この点につきましては、縦覧期間中とそれ以後もリンク切れがないよう安定して掲載するために、都が公表する方向で調整していくと回答させていただきます。

それから、国も公表における著作権法上の問題などを検討している。成果等を共有しながら

ら、国と一緒にやっていくことが望ましいとの御意見を柳委員からいただいております。

この点につきましては、環境省は、この4月から縦覧期間後の図書のウェブ公開を開始することを発表しており、著作権への留意などの取扱いも参考にしながら、都における実施を目指していくと回答させていただきます。

続きまして、どのような案件の資料があるのかをウェブ上ですぐに検索できるようにするなど、利便性向上のためにできることがあるのではないかと御意見を奥委員からいただいております。

この点につきましては、現在、都のウェブ上では、対象事業を種類別、地域別、事業者別にリスト化しておりまして、今後も引き続き、手続の状況や作成された図書について、現行システムを活用したわかりやすい情報提供に努めていくと回答させていただきます。

続きまして、事業者が都の場合は、電子データの提出や公開は情報公開の観点から可能だと思いが、民間の事業者については、電子データの提出を条例で義務づけしておかないと難しいのではないかと御意見を柳委員からいただいております。

この点につきましては、国の取組も参考にしながら、電子データの事業者からの提出や公開に係る手続について検討していくと回答させていただきます。

以上で資料1に関する説明を終わります。

○柳特別部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のあった資料1について、何か御質問等があったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

奥委員、どうぞ。

○奥委員 資料1の一番最初の項目についてですが、施設更新時の手続の明確化についての指摘に対する対応の部分ですが、現状を説明されているというような内容にとどまっているかと思ひまして、今後、この指摘についてどうしていくのかといったところの方向性を少し出していただいたほうがよろしいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○松岡アセスメント条例担当課長 記載が漏れていたかもしれないのですが、引き続きこの方向で取り扱っていくというふうに考えているところでございます。

○柳特別部会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、続いて資料2、環境影響評価制度検討特別部会での検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

○松岡アセスメント担当課長 それでは、3 ページをご覧くださいと思います。資料 2
でございます。

この資料は、特別部会におきまして御議論いただいている内容を諮問事項との関係で整理
したものでございまして、毎回お示ししているものでございます。

前回との違いは、本審議会は、総会や部会の回数を年度単位でカウントしておりますので、
その関係で、御審議いただいた特別部会の回数につきまして、平成 29 年度の第 1 回から第 3
回までであることがわかるように、回数の前に H29 の表記を追加しているところでございま
す。

なお、昨年度、第 3 回のときに御審議いただきました「アセスメント図書の電子データ化
とその公表のあり方の検討」につきましては、今回お配りしております資料 3 の中間のまと
め（案）の本文の中に前回の審議を踏まえた内容を加えてございます。

資料 3 について続けて御説明したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○柳特別部会長 はい、お願いします。

○松岡アセスメント条例担当課長 それでは、5 ページをご覧ください。資料 3 は中間のま
とめ（案）でございます。

前回お示した資料との変更部分について御説明いたします。

まず、6 ページをご覧ください。

目次でございますが、第 2 の 2 の (3) に先ほど申したとおり、「環境影響評価図書の電子
データ化とその公表のあり方」を追加してございます。

それから、7 ページをご覧ください。

第 1 の記載中、4 番目のパラグラフであります「現在の都における」から始まるパラグラ
フにつきまして一部文言の整理を行っているところでございます。

それから、12 ページをご覧ください。

2 の (1) アの「今後の方向性」の記載の 1 行目でございますけれども、「審議会において
意見や説明を求める」とこの前の資料はなっていたかと思いますが、その部分を先ほど御説
明いたしましたとおり、「審議会において説明を求める」との記載に変更してございます。

それから、13 ページをご覧ください。

(3) につきまして、前回の御審議を踏まえて記載を追加しておりますので御説明いたしま
す。

「(3) 環境影響評価図書の電子データ化とその公表のあり方」と題しまして、まず「現状

と課題」でございますけれども、現在公表している図書には、環境配慮書や環境影響評価書などの図書がございます。都民等の理解や信頼を得て手続の適正な履行を確保するために機密情報の取扱いに留意しながら、都は条例に基づいて縦覧期間中の縦覧に供するほか、縦覧期間終了後もウェブサイト上での一部公表や紙媒体での図書の貸出しを行っています。しかしながら、紙媒体による図書の縦覧が中心であるため、利用者への制約が大きいとの課題があると記載してございます。

それから、「今後の方向性」でございますけれども、

手続が適正かつ円滑に履行されるよう努める責務を持つ都は、都民の利便性を考慮し、事業者の同意を得るなど著作権にも配慮した上で、ウェブサイトにも全文を掲載するなど、より積極的に図書を公表するべきである。

また、図書は、制度や事業に対する都民等の理解の促進や予測・評価技術の向上などに資するものであることから、縦覧期間中のみならず縦覧期間終了後も、公表する図書の種類・公表期間について必要性を考慮した上で、ウェブサイトに掲載することが望ましい。と記載してございます。

以上で資料2及び資料3に関する説明を終わります。

○柳特別部会長 ただいま資料2と資料3について、これまで検討したところを踏まえて修正点等を、指摘に基づいて修正したところの説明がありましたけれども、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

どうぞ、平手委員。

○平手委員 1点確認させていただきたいのですが、8ページ中ごろの「ア 更新の定義を新たに定める。」という項目の中、ここの4行目の後ろのほうですけれども、「同一種類の施設の設置をする行為をいう。」というふうな表現がありますが、この「同一種類」という意味について、ちょっと確認させていただければと思います。というのは、例えば工場などにおいて生産施設を解体して事務所棟を設置するというふうな場合があると思うのですが、この場合、個別で見ると用途が異なるように見えるわけですが、こういう場合でも同一種類の施設を設置するというふうなんでしょうか。いかがでしょうか。

○柳特別部会長 事務局、いかがでしょうか。

○松岡アセスメント条例担当課長 今おっしゃったように、例えば工場の敷地の中で更新されるような場合、工場の用途に供するものであれば、工場の中にある個別施設の用途にはかわらず、更新に含めるものというふうにご考えているところでございます。「同一種類」とい

う表現につきましても、何が同一なのかをもう少し明確に規定するように留意したいというふうを考えてございます。

○柳特別部会長 平手委員、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、同じく8ページの更新のところの定義についてなんですが、既存の施設と同一敷地内で同一種類の施設を設置する行為と書かれています。道路、鉄道、それから送電線路など線形の事業では敷地の概念をどのように考えるのかというような問題があるかと思えます。例えば、線形の事業について、少し横にずれるとか高さが変わるとか、それから敷地内におさまらない更新もあると思えますけれども、同一敷地内での行為と限定してしまってよいのかどうか。ここら辺は少し検討する余地があるかと思えますけれども、いかがなんでしょうか。

○松岡アセスメント条例担当課長 更新の定義におきましては、ここに今記載させていただいておりますのは、工場など敷地の範囲が明確なものをイメージして記載しているところでございます。御指摘のとおり、道路や鉄道などの線的な開発事業におきましては、お示ししている更新の定義に必ずしも当てはまらない場合があるのかなというふうに思っていますので、そういうことも含めて改めて整理させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○柳特別部会長 はい、わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

奥委員、どうぞ。

○奥委員 別表のほうでもよろしいですか。

○松岡アセスメント条例担当課長 はい。

○奥委員 別表のほうの17ページになるかと思いますが、17ページの工場の更新の要件のところ、更新後の敷地面積9,000平方メートル以上というふうにして書いてありまして、同じような記載が、18ページのほうに産業廃棄物の中間処理施設の記載がありますが、そこも敷地面積、更新後の敷地面積が9,000平方メートル以上というふうにありますけれども、前の部会においての御説明では、この要件には、例えば、工場の施設全体を除却して更新するような、そういう場合が該当するという御説明があったかと思えますけれども、そういった例が「更新後の」という表現の中で、そういう意味で捉えることができるのか、この表現ではちょっと分かりにくいという気がするのですけれども、いかがでしょうか。以前に御説明い

ただいた工場敷地全体を除却して更新するような場合というのが入るような、それが明確になるような表現の工夫というのも必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○柳特別部会長 それでは事務局、いかがでしょうか。

○松岡アセスメント条例担当課長 おっしゃるとおりでございます、工場に限らず、今おっしゃった終末処理場ですとか産業廃棄物ですとか、そういったところに同様の表現がいくつかありますので、誤解を招く表現であるかもしれませんので、その部分につきましては検討の上、見直していきたいというふうに考えてございます。

○柳特別部会長 「更新後の」という表現をちょっと検討し直すということでしょうか。

○松岡アセスメント条例担当課長 はい。

○柳特別部会長 ほかにはいかがでしょうか。

町田委員、どうぞ。

○町田委員 別表に関して私のほうから 1 件お伺いしたいと思うのですが、15 ページ、16 ページにかけて線的開発事業ということで道路、鉄道、それから送電線路ということで、その3つについて要件を規定しておりますけれども、道路、鉄道については移設ということも考慮しておりますけれども、送電線路につきましても、設置当初に比べていろいろな設置環境の変遷ということもございます。したがって、ルート変更等を考えて、送電線路の移設ということも要件に加える必要があるのではないかなど、そのように考えておりますけれども、この点についてはいかがなものでしょうか。

○柳特別部会長 事務局、いかがでしょうか。

○松岡アセスメント条例担当課長 おっしゃるとおりで、同じような線形事業でございますので、送電線路につきましても、今、更新については規定があるのでございますが、移設もこの部分では読めない可能性がございますので、その部分につきましても検討の上、場合によっては追加したいというふうに思っているところでございます。

○柳特別部会長 ありがとうございます。

かなり今いろいろと更新絡みで指摘がありましたので、事務局としては今後どういうふうに対応されるのでしょうか。

○松岡アセスメント条例担当課長 中間のまとめ（案）につきましては、極力都民の皆様が見てわかるような表現にしたいということもございまして、今回、さまざまな御指摘を踏まえまして対象事業ごとに適用事例を想定して、更新だけでなく、あるいは更新と増設の両方が関係する場合などいろいろあるかと思っておりますので、いま一度時間をかけて確認した上で、

必要があれば修正を行いたいというふうに考えているところでございます。御理解くださるようお願いしたいというふうに思っております。

○柳特別部会長 ありがとうございます。

これまでいろいろとこの特別部会で更新について新たな発想でやってきたわけですが、いろいろと整理されてみると、今後もう少し定義も含めて検討していかなければいけないというようなことですので、少し時間をいただいて、現場とも調整しながら進めていただきたいというふうにお願いします。

何か今の点について委員の皆さんから御意見、御質問はございますでしょうか。

指摘されたほかにも、この際いろいろとあればお伺いしておきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日予定していました審議は以上なのですが、何かほかにもございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして特別部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後 4 時 27 分閉会)